

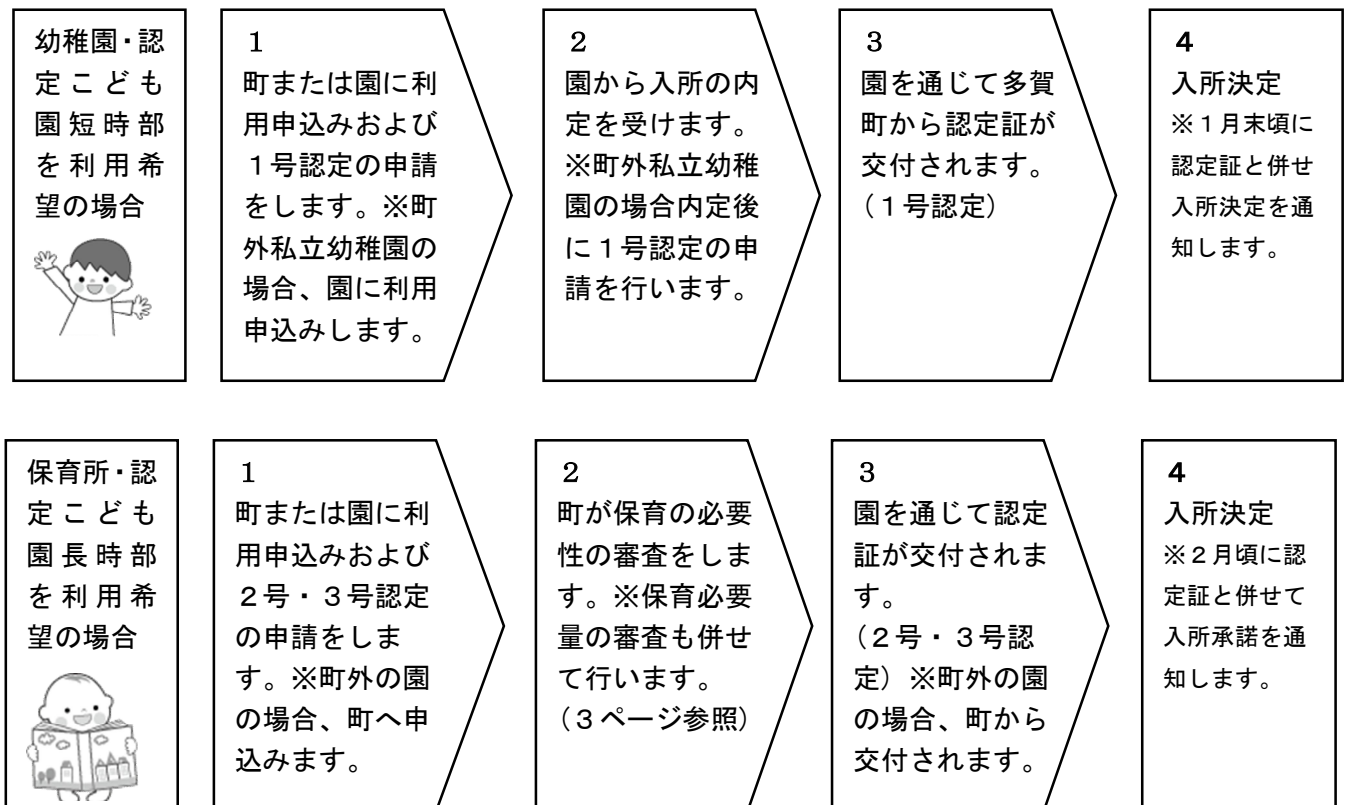
支給認定について

支給認定とは、子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育施設などを希望される場合に受けていただく手続きで、必要に応じた保育・教育サービスを提供していくために保育の必要性や必要量を判定するものです。

■ 3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合 (利用先) 幼稚園・認定こども園短時部
2号認定	保育認定（満3歳以上） お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」（2ページ参照）に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (利用先) 保育所・認定こども園長時部
3号認定	保育認定（満3歳未満） お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」（2ページ参照）に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (利用先) 保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所

■ 手続きの流れ



※新規申込みの場合、4月の入園までに入園説明会や面接等があります。日程は、各園からご案内します。

■認定の有効期間

- ・ 1号認定の有効期間

当該子どもの小学校就学までの期間

- ・ 2号認定の有効期間

当該子どもの小学校就学までの期間。ただし、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその日の属する月の末日まで。

- ・ 3号認定の有効期間

当該子どもが満3歳に達する前日まで。ただし、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその日の属する月の末日まで。

※保育認定の事由が次のときの有効期間は、表に示すとおりです。

保育を必要とする事由	認定の有効期間(入所可能な期間)
妊娠・出産	産前2カ月前にあたる日の属する月の初日から産後6カ月後の翌日が属する月末まで
求職活動	求職活動後3ヵ月
就学	保護者の卒業予定日まで
その他	町長が必要と認める期間

■保育の必要量

保育の認定と同時に、保育必要量の認定を行います。保育必要量には次の2種類があり、保育認定の事由や就労時間等により認定します。

- ・「**保育標準時間**」・・・フルタイム就労を想定した利用時間(1日最大11時間の保育利用)

- ・「**保育短時間**」・・・パートタイムを想定した利用時間(1日最大8時間の保育利用)

- ・就労の場合、原則として保育標準時間認定は、「月120時間以上」の就労時間、保育短時間認定は、「月64時間以上120時間未満」の就労時間が必要です。

- ・妊娠・出産、災害復旧の場合、保育標準時間認定とします。

※なお、通常の保育時間は午前8時から午後4時までです。開所時間内で通常保育時間帯以外に保育の利用を希望される場合は、入園後に「早朝保育」「時間延長保育」の申請をしてください。